

議案第 57 号

総社市給水条例の一部改正について

総社市給水条例（平成 17 年総社市条例第 210 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

災害その他非常の場合における給水装置工事を円滑に実施するため、他の市町村長又は他の市町村長の指定を受けた者が当該工事を行うことができるよう、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市給水条例の一部を改正する条例

総社市給水条例（平成 1 7 年総社市条例第 2 1 0 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（工事の施行） 第 7 条 給水装置工事は，市長又は市長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 <u>ただし，災害その他非常の場合において，市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の規定により指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは，この限りでない。</u> 2 及び 3 略	（工事の施行） 第 7 条 給水装置工事は，市長又は市長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2 及び 3 略

附 則

この条例は，公布の日から施行する。